

# 2014年12月定例県議会

## 1 本会議一般質問

村岡正嗣議員

(2014年12月8日)

- 1 医療費助成制度の拡充で、県民の命を守れ
- 2 ムダな大規模公共事業を中止し、県民の福祉優先の県政へ
- 3 本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を
- 4 非正規雇用の拡大を許さず、安定した雇用の実現を
- 5 子育て世代の就労と子どもたちの豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実を
- 6 米価暴落から農家を守る緊急対策を
- 7 県南部地域の特別支援学校の増設と西南部地域特別支援学校の通学区域再編について
- 8 埼玉県に公立夜間中学の設立を
- 9 県内全駅のバリアフリー化の早期実現を

### 医療費助成制度の拡充で、 県民の命を守れ

Q. 村岡正嗣議員

乳幼児医療費助成制度ですが、本県においては2008年に通院の助成対象年齢が就学前に拡充されて以降、全く拡充がありません。しかし、県内では来年度、全市町村が中学校卒業まで医療費をおおむね無料とする見込みです。子育て支援に市町村はそれぞれ懸命に頑張っているのです。私はこうした市町村を県として支援すべきと考えます。

お隣の群馬県は、2009年に所得制限なしで入院、通院とも中学校卒業まで無料に踏み出しました。拡充するまでは、無料化を広げるとコンビニ受診が広がると反対の声もあったそうですが、時間外診療の受診件数を見ると、中学校まで無料化した直後に7.3%減少したそうです。

今こそ本県も年齢拡大に踏み切るべきです。

知事の答弁を求めます。

次に、重度心身障害者医療費助成制度について。

この1月から年齢制限が導入され、65歳以上で障害者となった方は対象から除外されます。後期高齢者医療制度に加入しても一割の負担となります。障害と医療は切り離すことはできず、多くの方は医療があって生きていけるのです。腎臓病の方は、基本的に週3回、4時間人工透析を受けなければ生きていけません。腎臓病患者の皆さんからは、「40数年前は透析に自己負担があって、透析を受けられず、苦しい苦しいと言いながら亡くなっていった。このようなことを二度と繰り返してはならない」と深刻な訴えです。

お金で命が左右されるなどあってはなりません。年齢制限は撤回すべきです。保健医療部長の答弁を求めます。

さらに後期高齢者医療費についてです。

「年金が毎年減らされ、暮らしは大変になるばかり、早く死にたい。さらに医療費が高過ぎる」などの声です。本県では、この5年間で後期高齢者医療制度の保険料が平均で年間7万1,000円から7万5,000円に引き上げられ、全国7位の高さです。一方で、2013年度保険給付費支払基金に30億円と財政安定化基金には14億円の積立てを行い、両基金ともに残高は80億円を超えています。

埼玉県は、後期高齢者医療広域連合に昨年度434億円を支出し、事務局長と次長も派遣している立場にあります。高齢者の苦しい暮らしに心寄せるならば、基金を活用した保険料の引下げを指導、助言すべきと考えます。保健医療部長よりお答えください。

#### A. 上田清司知事

乳幼児への医療費助成については、県は、医療費が多く掛かる子育て家庭をしっかりと支援していくことを政策として考えています。

医療費を推計すると、小学校就学前までが一人当たり年間およそ21万2千円、小学生は10万5千円、中学生が8万5千円となっております。

小学校就学前の乳幼児は小学生、中学生と比べると倍以上の医療費が掛かります。こうしたことを考慮し、県は対象年齢を就学前までとしており、現在、見直しは考えておりません。誠に申し訳ありません。

一方、対象年齢以外の見直しについては行っておりまして、2012年6月に所得制限を緩和いたしました。これにより補助対象を子育て家庭の90%から97%まで拡大いたしました。

今後とも、必要に応じて制度改正を行い、子育て家庭をしっかりと支援してまいります。

群馬県の例についてお話がございましたが、私どもが調べた限りでは群馬県の子供の数は一貫して減少しているが子供の医療費支給件数はほぼ横ばい、したがって、一人当たりの受診は

増えている状況でございますし、時間外の受診件数がその後どうなっているかのデータもないので安易なコンビニ受診が減ったという論拠にはならないのではないかと考えるところでございます。

#### A. 石川稔保健医療部長

まず、重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限を撤回すべきについてです。

高齢化が進行する中で、この制度の対象者及び助成額が大幅に増大し、将来にわたり制度を維持するため、見直す必要がございました。

現在、制度の受給者の半数以上、また新たに受給者となる方の約6割が65歳以上となっております。

また、65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は、生まれつき、あるいは若くして障害者となった方と比べると、それまでの間、資産形成ができる環境にあるなど、生活の実態が違ふと考えられます。

さらに、障害認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができ、医療費の自己負担割合も3割から1割に軽減をされます。

また、これまで対象外であった精神障害者についても他の障害者との公平性などの観点から、対象とすることといたしました。

今回の見直しは将来に向けて安定的に制度を運営するとともに、より支援を必要とする方をしっかりと支えていくための見直しであり、年齢制限の撤回は考えてございません。

つぎに、後期高齢者の保険料を基金活用で引下げすべきについてです。

高齢化の進行とともに医療費が増大するため、世代間の負担の公平の観点からも中・長期的には後期高齢者の保険料を引上げていかざるを得ないものと考えております。

一方で、急激な保険料の上昇は避ける必要がございます。

お話の保険給付費支払基金は、後期高齢者医療広域連合が設置する基金で、2013年度末で残高が約82億円あり、保険料増加抑制のために2014・2015年度の2年間で約67億円を取崩すことといたしました。

これにより、一人当たり年間平均保険料額は約4千円引上げるべきところ、2012・2013年度とほぼ同額に抑制することができました。

広域連合に対しては、保険料の増加抑制のため、この基金を活用するよう引き続き助言をしてまいります。

一方、財政安定化基金は制度の安定的な運営を図るために県が設置するものでございます。

この基金は2013年度末現在で約84億円ですが、年間5千億円以上にのぼる医療費支出の不測の事態に備えるもので、保険料引下げのために取崩す考えはございませんので御理解を賜りたいと存じます。

## ムダな大規模公共事業を中止し、 県民の福祉優先の県政へ

### Q. 村岡正嗣議員

さきの決算特別委員会での私の質問への答弁で、4年後には県債残高は4兆円を超えることが明らかとなりました。臨時財政対策債が含まれるとはいえ、正に孫子の代まで借金づけと言えます。これに対して党県議団は、繰り返しハッ場ダムなど大規模公共事業からの撤退を提案してきました。本県の負担は既に約820億円に達し、今後の県負担は約132億円とのこと。このほか基金事業65億円余りのほか、維持管理費など負担は計り知れません。

再三指摘をしていますが、遠僻地のダムの治水能力は非常に限定的で、基準点の水位を十数センチ下げるだけに過ぎません。また、水道事業での年間給水実績は2003年から10年間で2千600万立米も減少し、治水、利水ともにこれ以上

のダムは不必要です。

ところが、国はハッ場ダム建設を押し進めるとともに、8月には中止していた霞ヶ浦導水事業の継続を決定しました。霞ヶ浦導水事業は、茨城県霞ヶ浦、那珂川及び利根川を地下トンネルでつなぐ総事業費1千900億円の事業です。また、国土交通省が検証中の思川開発事業は、栃木県鹿沼市に南摩ダムを建設し、地下トンネルでダムと黒川、大芦川を結ぶ約1千850億円の事業です。ともに再開した場合、今後の県負担は164億円に達します。

知事、こうした開発から撤退すれば、福祉・医療のために将来予算を振り向けることが可能ではありませんか。乳幼児医療費助成制度の年齢拡大も、重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限の中止も可能です。ハッ場ダム建設、霞ヶ浦導水、思川開発事業は中止すべきと国に求めるべきです。知事の答弁を求めます。

国の事業でありながら、県にも負担を求める直轄事業が多数あります。その負担金は、県土整備部と農林部関係だけでも2013年度251億円に上ります。250億円あれば特別支援学校が8校新設できます。

知事は、かねてより国に対して直轄事業負担金の廃止を要望されておられますが、財政の厳しさを言うなら、今こそ直轄事業負担金廃止の大キャンペーンを起こすときではないでしょうか、答弁を求めます。

### A. 上田清司知事

本県ではハッ場ダムをはじめ利根川水系の水資源開発施設は治水、利水の両面から危機管理上の観点を含めて必要との立場で取り組んでおります。

近年、異常気象によって集中豪雨あるいは渇水などこれまで予想もしなかった事態の発生が増えています。

本年8月15日からの大雨により全国各地で被

害を受け、京都府福知山市では観測史上最大の大雨により多くの家屋が浸水被害を受けました。

県としては、こうした事態に対応できるよう水資源開発施設の一日も早い完成を求めているところでございます。

幸手市、春日部市、越谷市、草加市などは、利根川の川底よりも低い地域で利根川が決壊すれば極めて甚大(じんだい)な被害を受けることは予想されることでございます。

脱ダム宣言で名を馳せた田中康夫元長野県知事も在任中に治水対策の重要性に気づき河道内遊水地(かどうないゆうすいち)という名前の立派なダムを造る計画を発表され、現在ダムを建設しております。

また、利水面ではハッ場ダムなどに参画することを前提に認められた暫定水利権が県営水道全体の水利権量の3割を占めております。

この夏、幸いにも湯水は発生しませんでした。利根川水系では平成になってからおおむね3年に1回の割合で湯水が発生しております。

2012年度は14日間、2013年度は45日間で10%の取水制限が実施されました。

この時、暫定水利権分は20%の厳しい取水制限を受けたところでございます。

建設中の水資源開発施設の完成によりこの不安定な暫定水利権が解消され安定水利権になります。

湯水に対する安全度も大幅に向上するものと考えられます。

ハッ場ダムなど水資源開発施設は本県にとって必要と認識しております。

その早期完成とコスト縮減に最大限努力していただくように引き続き国に求めてまいります。

次に、直轄事業負担金廃止の大キャンペーンを起こすときではないかについてでございます。

直轄事業負担金制度は、本来国が行うべき事業に対して地方が費用負担する不合理な制度でございます。

その額は2014年度予算において272億円にも上っております。

私はこれまで、国と地方の役割分担を明確にすることを地方分権の突破口とするべきとの考えから、政府要望や全国知事会などあらゆる機会を通じて国へ直轄事業負担金制度の廃止を求めてまいりました。

これまでの要望の結果、2010年度には直轄事業負担金のうち業務取扱費が、2011年度には維持管理負担金が相次いで廃止されました。

この二つが廃止される前の最後の年である2009年度決算を見ると、直轄事業負担金304億円のうち、業務取扱費は26億円で8.6%、維持管理負担金は33億円で10.9%でございました。

一方で、建設費負担金については、2013年度までに、国において制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされながらも、未だにその結論が示されていません。

そういう意味で議員御指摘のように、今後も引き続き制度廃止に向けて、全国知事会や九都県市などと歩調を合わせて、しっかり大キャンペーンを張ってまいります。

## 本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を

### Q. 村岡正嗣議員

今年も残すところわずかとなりました。今、地域を歩きますと住宅街で、商店街で、町工場で、どこでお話を伺っても、消費税の8%増税は重い、物価は上がり、年金は減らされ、給料は上がり、暮らしが大変と深刻な声ばかりです。

11月21日付け日本経済新聞には「鋳物6割価格転嫁できず」の見出しで、川口鋳物工業組合の会員企業アンケートの結果が報じられました。9月以降に「コークスなど原材料が値上がりした」と回答した企業は41%で、その57%の企業

が「製品への価格転嫁ができない」との回答です。私も鋳物屋さんから、去年の電気料金値上げは本当に大きい。来年、また値上げするなんてとんでもない。それ以上に原材料値上げは痛いといった悲痛な声を聞いております。「アベノミクスの恩恵は全くない。円安で潤ったのは輸出大企業、株高でもうけたのは富裕層だけだ、」地域にはこうした怒りの声が広がっています。

同時に、危機感を持った中小事業者からは、「地域経済を支える中小企業を元気にしてこそ暮らしも良くなる、県に足元の中小企業にこそ光を当ててほしい」との切実な訴えです。

そこで、4点伺います。

第一に、知事はアベノミクスに期待をされているようですが、私はアベノミクスは地域の中小企業には何ら恩恵をもたらしていないと考えております。知事の見解をお伺いします。また、中小企業の経営を圧迫する外形標準課税の拡大が政府・与党内で検討されています。拡大しないよう国に働き掛けていただきたい。併せてお答えください。

第二に、小規模企業振興基本法にかかわっています。本年6月20日、第186国会で小規模企業振興基本法が成立し、国と全ての地方自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。事業者の皆さんからは、国が従業員5人以下の小企業者にも光を当てるものと歓迎の声です。さらに、10月3日には小規模企業振興基本計画が閣議決定されました。

既に本県には埼玉県中小企業振興基本条例が制定されていますが、この基本計画を受けてこれまで以上に広汎な関係者の意見、要望に耳を傾け、本県としての施策を練り上げ、実施していただきたい。産業労働部長よりお答えください。

第三に、民需が低迷しているときだからこそ、地方自治体の発注する官公需を地域の中小業者の仕事興しに活用することについてです。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律いわゆる官公需法では、国と地方自治体に対し中小企業の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしています。官公需には物件、工事、役務があります。本県の2013年度の官公需契約実績を見ますと契約総実績に占める中小企業向け契約実績の金額比率は、物件60.2%、工事86.3%、役務60.1%。全体では75.9%にとどまっています。

そこで伺いますが、官公需発注での中小企業向け契約の拡大を図っていただきたい。産業労働部長の答弁を求めます。

また、特に物品調達現場や清掃や警備などの役務契約での低価格入札については、かねてより官公需でワーキングプアを生み出しているとの指摘です。受注確保のたびにダンピングが横行し、赤字受注となっては官公需法の趣旨にも反します。ダンピングの防止策を強く求めるものです。これは総務部長よりお答えください。

第四に、建設産業にかかわり、伺います。

構造改革による長期にわたる公共事業削減、コスト縮減策によって特に地域の建設業者は疲弊し、技能労働者は減少、現場の高齢化が進みました。そこに公共事業を発注しても応じる業者がない、いたとしても資材の高騰、労働者不足などによって実勢価格が予定価格を超えてしまい、不調・不落の激増を招いています。国は設計労務単価の引上げやスライド条項など応急対策をとりましたが、その効果は出ていません。現場の職人さんからは「設計労務単価を引き上げたといっても、自分たちは一円も上がっていない」の声であり、建設業者からは設計労務単価の値上がり分を入札価格の引下げ分で吐き出してしまっているとの声です。

さきの決算特別委員会で明らかとなった事例として、型枠工の単価については、2012年度実績で1万7,500円が2013年度は2万800円と3千300円引き上げられました。しかし、あくまで積

算上の単価であって、大手ゼネコンですら平均で1万6,000円前後です。末端で働く現場の職人さんはそれ以下が現実で、建設業に若い人が入職しない一番の理由は、この賃金の低さにあります。

本県におけるインフラの整備、維持管理をはじめ、災害時の緊急対応などに建設業の役割は大きく、その活性化が強く求められますが、その前提条件の一つとして、労務単価の実質の引上げがなされなければなりません。県として技能労働者の賃金の実態を把握すると同時に、その実態の上に立って賃金引上げ、実効ある施策を生み出すべきと考えますが、今後どう取り組むのか、県土整備部長の答弁を求めます。

#### A. 上田清司知事

アベノミクスの大胆な金融政策により、過度な円高は是正され株高になり景況感のマイナスは一旦改善されたと思います。

円安のプラスの効果は企業の大小にかかわらず輸出産業の企業にとっては大きな利益をもたらしています。

一方で、国内市場向け企業にとって、円安によって輸入される原材料やエネルギー価格が上昇することは経営的にはマイナスに働いております。

また、消費者物価指数が3%上昇しておりますことから、平均給与が上がっても実質賃金は16か月連続して下がることになりました。

このため、世の中一般にはアベノミクスの効果が感じられないとか、景気のマインドが上がらないといった、こういう声が聞こえております。

アベノミクスのうち最も重要であり難しい成長戦略ですが、これについてはまだ評価ができる段階には至っていないのではないかと考えております。

このように、現時点で評価できる点と評価し

づらい点があるということを考えれば、本当の評価はこれからではないか、このように思います。

次に、中小企業の経営を圧迫する外形標準課税について拡大しないよう国に働き掛けることについてでございます。

外形標準課税の拡大については、法人実効税率引下げの代替財源の一つとして検討されているものと認識しております。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、経営に対する配慮から、中小企業への拡大については慎重に検討すべきだと考えております。

この考えを、全国知事会を通して既に国に申し入れをしております。

#### A. 山中融産業労働部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、まず、これまで以上に関係者の意見・要望に耳を傾け施策を実現することについてお答えを申し上げます。

県内企業17万5千社のうち小規模企業は15万4千社、約9割を占め本県経済の基盤をなしています。

そのため県では、中小企業振興基本条例の「経営の安定と向上を図る」という基本理念を踏まえ、ものづくりや創業の支援、商店街の活性化、人材の育成などに取り組んでいます。

地域の商工団体や金融機関と連携し、経営相談や制度融資の拡充など、小規模企業の持続的な発展に努めています。

小規模事業者などを対象に、商工会・商工会議所を通じ実施している経営・金融などの相談・指導件数は、2013年度16万1,540件となっております。

また、県制度融資の84%が、従業員10人未満の規模の小さい事業者に利用されています。

今後も地域経済活性化のため、経済団体との

意見交換や企業訪問などを通じ、小規模企業の意見や要望を幅広く聞いて、施策に反映してまいります。

次に、官公需発注での中小企業向け契約の拡大についてでございます。

中小企業は地域経済や雇用の重要な担い手です。中小企業の経営基盤を強化する上でも、官公需の受注機会を確保、増大することは重要と考えます。

県の官公需契約金額のうち中小企業向けの発注比率は、2011年度70.7%、2012年度72.7%、2013年度75.9%と順次上がっています。

2013年度は過去5年間では最高となっています。

庁内各部局をはじめ市町村に対し、毎年度、中小企業の受注機会を確保、増大するよう要請しています。

そして、県の公共工事の発注では、可能な限り分離・分割発注を行っています。受注した元請企業には県内企業の活用をお願いをしています。

物品調達や印刷請負では、原則として県内中小企業に発注することとしています。

また、埼玉県中小企業団体中央会では、国や自治体の工事や物品の発注情報を中小企業者に提供し、受注機会の増大に努めています。

今後とも、「県内中小企業にできることは全て県内中小企業に発注する」を基本に、受注機会の拡大に努めてまいります。

#### A. 三井隆司総務部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、「ダンピング防止策」についてお答えを申し上げます。

本県の清掃や警備などの業務委託契約については、主な業務が役務の提供であることから、過当競争を防止し、適正な賃金及び業務品質の確保を図るため、最低制限価格を2008年度から

導入しております。

また、2014年度の業務委託分からは最低制限価格の算定基準を建設工事の入札に準じた方法に見直し、一般管理費の算定価格を大幅に引き上げたことなどによりまして、最低制限価格の引き上げに努めたところでございます。

さらに、見直し後の算定基準を公表し、対象となる入札参加企業にあらかじめ周知徹底を図ったところでございます。

今後とも入札状況をしっかり把握し、ダンピングの防止を図ってまいります。

#### A. 柳沢一正県土整備部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、技能労働者の賃金の実態把握と実効ある施策について、お答えを申し上げます。

技能労働者に適切な水準の賃金が支払われることは、建設業の担い手を確保する上でも大変重要なことと考えております。

技能労働者の設計労務単価は、国が全国的な賃金実態調査に基づいて定めており、2013年4月に約18%、2014年2月に約7%と大幅に引き上げ、県も速やかに適用いたしました。

賃金の実態については、技能労働者が加入する複数の建設労働団体との意見交換の場で状況をお聞かせいただいております。

賃金の引き上げは、民間の契約であるため基本的には企業の方々に対応していただく必要がございます。

そのため、県内建設業団体に対し技能労働者への適切な賃金水準の確保について要請を行ってまいりました。

また、技能労働者の賃金アップには国家資格の取得も有効と考えられますことから、2014年度から2年間、施工管理技士や技能士などの資格取得を支援するための事業を実施することといたしました。

さらに、工事の執行に当たりましては、実勢価格を反映した予定価格の設定やダンピング対策の実施、適正な下請契約の指導を行うことなどにより、引き続き技能労働者の適切な賃金水準が確保されるよう努めてまいります。

## 非正規雇用の拡大を許さず、安定した雇用の実現を

### Q. 村岡正嗣議員

当県議団には、「深夜の帰宅はほぼ終電、平日家にいるのは睡眠の4時間ぐらい」、「一人で店を見ると言われトイレにも行けない」など、若者の深刻な実態が多数寄せられています。先日、埼玉弁護士会の記者会見があり、そこで連続40日以上に及ぶ出勤を強いられるなどして夫を過労死で亡くされた遺族とともに、ブラック企業の実態が報告されました。

その中で、ブラック企業の増加の背景に非正規雇用の増加があるとの指摘がありました。この間、労働法制の相次ぐ規制緩和が行われ、その結果、正社員から契約、派遣社員への置換えが進み、若い世代を中心に使い捨て雇用が急速に広がりました。安倍政権の2年間でも正規労働者は22万人減少し、非正規労働者は123万人増加しました。こうした不安定雇用の広がりが正規労働者の長時間過密労働に拍車をかけ、過労死、過労自殺を生んでいます。若者を食いつぶすブラック企業も急増しています。

にもかかわらず、安倍政権はさきの臨時国会で、労働者を入れ換えれば永久に派遣労働者を使い続けられる労働者派遣法改悪案を提出したのです。労働者、国民の反対の広がりによって廃案となりましたが、引き続き法改悪を狙っています。正規雇用の拡大で安定した雇用を実現してこそ、若者も希望を持って働くことができるのではないのでしょうか。

そこで、生涯派遣を押し付ける労働者派遣法

の改悪は断念するよう国に意見を述べるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

さて、埼玉県内の教育現場においても非正規雇用の広がり大きな問題です。一年未満の有期雇用で働く臨時的任用教員の割合は年々増加し、小学校では教員の10人に1人、中学校で8人に1人の割合と全国で4番目の高さです。特別支援学校に至っては3人に1人が非正規の教員という学校もあります。しかも担任を持つなど正規教員と同じ仕事をしていても、臨任教員は次年度の雇用継続が全く保証されていません。臨任教員は雇用の調整弁とされているのではありませんか。そもそも臨任教員は産休、育休、代替を除き、最小限とすべきです。

教育長に伺いますが、正規教員の採用者数を大幅に増やし、臨任教員を計画的に減らすこと。その際には、長期にわたり臨任教員を続けてきた方の経験を正當に評価し、正規教員に採用すること。以上について答弁を求めます。

続いて、限界を超えている教員の多忙化、長時間労働についてです。

私の地元川口市の教職員組合の行ったアンケート調査でも、月の時間外勤務が過労死危険ライン80時間を超える人が8割にも上り、3人に1人が休日出勤を余儀なくされています。教育長は、このような教員の働き方を把握しているのでしょうか。例えばタイムカードを導入するなど教員の労働実態を客観的に把握すべきと考えますが、お答えください。

また、大半の教員が法定の休憩時間がとれず、保護者対応の困難さなどによるストレスも重なり、心身の健康を損なう人も少なくありません。学校現場がブラック企業化しているとも言われる中、より良い教育環境を作る上で、教員の負担軽減は待ったなしの課題です。

私は本来、少人数学級を推進すべきと考えます。せめて当面は都市部の大規模過密校を中心に教職員の加配など具体的な負担軽減策を実施

すべきと考えますが、教育長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

急速に少子高齢化が進み生産年齢人口も減少しています。日本のGDPはリーマンショック以降、500兆円を下回る規模で伸び悩んでおります。

また、企業は経済のグローバル化により常に技術革新を求められるとともに、新興国などの厳しい価格競争にもさらされております。

日本が活力を取り戻し、経済の再生を図るためには優れた人材を育成し、その人材が適材適所で活躍できる社会をつくっていくことが大切であります。

一般論としては、正規雇用が望ましいことは言うまでもないことであります。

しかし、派遣労働者の中には、秘書や通訳など個人のスキルを生かして活躍している人もあり、自由で柔軟な働き方として派遣労働者を望む方もおられます。

廃案となった労働者派遣法の改正案では、派遣会社の責務として、派遣期間終了後に新たな就労機会の提供や派遣労働者のキャリアアップを図るといった労働者保護の視点も盛り込まれておりました。

労働者は使用者に比べ、どうしても弱い立場になりますので、労働者派遣法の改正に当たっては労働者保護の視点に立った検討が必要です。

国において十分に議論を重ねて、労使双方にメリットが得られるようなルール、とりわけ労働者の保護をしっかりとつくりあげていかなければならないものと考えます。

A. 関根郁夫教育長

まず、「正規教員を大幅に増やし、臨任教員を計画的に減らすこと」についてでございます。

県教育委員会といたしましては、数年来、教員の採用者数と再任用者数を増加させており、

臨任教員は減少してきております。

今後とも、計画的に正規教員を確保してまいります。

「臨任教員の経験を正當に評価し、正規教員に採用すること」につきましては、臨任教員を対象にした特別選考を実施し、一定の要件で、第1次試験を免除したり、筆答試験の一部を面接試験に代えたりしております。

次に、「労働実態を客観的に把握すべき」及び「教職員の加配など具体的な負担軽減策を実施すべき」についてでございます。

教員が時間を惜しまず熱心に教育活動を行っていることは承知しており、その実態を把握することは必要であると考えております。

県教育委員会では、市町村教育委員会の先行事例や県立学校の勤務状況調査の結果を紹介し、勤務実態の把握を促してまいります。

また、教職員の負担軽減に取り組むよう働きかけており、独自の負担軽減検討委員会の設置やノー会議デーの実施、文書事務の効率化などが行われているところでございます。

教職員の加配につきましては、少人数指導を行う場合など、実情に応じて、都市部の学校に限らず、教職員を増員しております。

今後とも、これらの取組を通じて、勤務実態の把握と教職員の負担軽減に努めてまいります。

## 子育て世代の就労と子どもたちの豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実を

Q. 村岡正嗣議員

小学生人口は年々減少の一途ですが、放課後児童クラブいわゆる学童クラブ入所児童数は2009年から5年間で3,807人増加しています。学童クラブで子供が過ごす時間は年間1,681時間に及び、小学校より460時間も長いのです。あの東日本大震災のときには帰宅困難になった保護

者に代わって深夜、もしくは翌日まで児童を保護したクラブも多数ありました。若い保護者たちの就労を支える上で、保育所とともに学童クラブの役割は今後更に大きいものとなっていくはずです。

埼玉県は県民の声を受け、2004年に全国に先駆け放課後児童クラブ運営基準を策定し、それ以降、毎年運営基準に基づいて点検、調査、結果公表を行っています。これが学童設置率日本一という埼玉学童クラブの到達につながっているのです。

そこで初めに、全国でも輝く埼玉学童クラブに対する県の果たしてきた役割について、知事の見解をお伺いします。

さて現在、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けての準備が進められていますが、国は学童クラブなどの設備や運営の基準を省令として定め、多くの市町村はこの基準に基づいて条例策定を進めています。ところが、先駆的な本県の運営基準では、定員20人以上のクラブについて指導員・支援員を常勤複数配置、また、3人以上が望ましいとしてきたのに対して、国の省令は複数配置にとどまっています。学童クラブの要は指導員と言われ、その責任は重く、専門性が求められるだけに保護者においてもクラブ指導員の常勤配置と3人以上の配置は譲ることのできない願いです。

福祉部長に伺いますが、常勤複数配置、3人以上配置、児童40人を一支援単位とするなどを望ましいとする埼玉県運営基準は堅持すべきです。また、それに伴う財政措置も堅持していただきたいが、答弁を求めます。

また、この間策定されている市町村の条例には、児童一人当たり1.65㎡という施設基準が明記されています。しかし、都市部のクラブの施設はプレハブや民間家屋で古い、汚い、狭い状況です。一人当たり1.65㎡という基準を満たしている施設は、川口市で6割、所沢市で5割に

過ぎません。人口急増地ではわずか140㎡の施設に子供100人が詰め込まれているケースもあります。

こうした基準不適合の解消と多数の待機児童解消のためにもクラブ新設が必要です。県として早急に新設を促すべきです。福祉部長の見解を求めます。

#### A. 上田清司知事

珍しく児童クラブにおける埼玉県の成果についてお褒めをいただきましてありがとうございます。

現在、御承知のとおり県内の児童クラブは1,142クラブで、小学校区当たりの設置率が全国1位でございます。

県では、「量」の面で拡充に努めるとともに、一方ではクラブの「質」を高めることにも取り組んでまいりました。

私が知事になってすぐ、国のガイドラインがまだ示されていない段階で、全国に先んじて児童一人当たりの施設面積や指導員の配置人数などの運営基準を定めました。

その後、東京都、千葉県、神奈川県など他県でも次々と定められていった経緯がありますので、ある意味では、放課後児童クラブのトップランナーとしての役割を果たしているのではないかという自負もございます。

この基準を財政的に裏付けるため、国庫補助とは別に、県独自の補助制度として、民営クラブの指導員に対する運営費の加算などを設けてクラブの充実を図ってまいりました。

また、児童クラブを支える人材の育成も重要であることから、指導員に対し、子供の発達に応じた指導方法や発達障害児への対応などについての専門的な研修も実施しております。

2015年度からはじまる「子ども・子育て支援新制度」では、これまで原則3年生までであった対象児童が、6年生まで広がります。

それに伴い、利用児童数も増加すると見込まれますので、児童クラブの増設や子供の発達段階に応じた指導内容の見直しが課題になっております。

こうした課題に対応するため、今後も施設整備に必要な財政措置について国に要望するとともに、指導員の質の一層の向上を図り、引き続き先進県としての役割を担っていきたいと考えております。

#### A. 鈴木豊彦福祉部長

まず、「放課後児童クラブの県運営基準及び、それに伴う財政措置を堅持していくのか」についてでございます。

県では、これまで独自に「放課後児童クラブ運営基準」を策定し、市町村に児童クラブの質の向上を促してまいりました。

運営基準の達成のため、施設整備費の補助や、民営の児童クラブへの県独自の運営費補助を行うとともに、毎年、運営基準の実施状況を点検、公表してまいりました。

こうしたことにより、2013年10月現在、常勤職員を複数配置している児童クラブは、全体の87.5%に当たる972クラブとなっております。

指導員数につきましても、2014年5月1日現在、3人以上を配置するクラブが全体の95.9%の1,095クラブとなっており、ほとんどのクラブで3人以上配置されております。

また、大規模クラブの解消を進めてきた結果、71人以上の大規模クラブの割合は、ピーク時の2007年度の15.6%から、2014年度には6.5%、74クラブに半減することができました。

新制度施行後は、児童クラブの設備や運営の最低基準につきましても、市町村が条例で定めることとなりますので、県では、これまでの県運営基準を踏まえ、新たなガイドラインを作成いたしております。

今後も引き続き、必要となる財政支援を行い

ながら、市町村とともに、児童クラブのよりよい運営に取り組んでまいります。

次に、「早急なクラブの新設」についてでございます。

新制度施行後は、児童クラブの対象学年に4年生から6年生が新たに加わるなど、ニーズはさらに高まることが予想されます。

現在、市町村では、ニーズ量を調査しており、3月までにこれを踏まえた整備計画を策定することになります。

国においても、今年7月に発表した放課後子ども総合プランでは、2019年度末までに全国で約30万人分を新たに整備することとしております。

県といたしましては、待機児童の解消や対象学年の拡大等を踏まえた整備計画が着実に実行されるよう、教育局とも連携しながら市町村に積極的に働きかけるとともに、その財源確保についても国に強く要望してまいります

#### 米価暴落から農家を守る緊急対策を

##### Q. 村岡正嗣議員

2014年産米の概算金が県内産コシヒカリで60キログラム当たり8,000円、昨年より4,100円減額となるなど、生産コストの半額程度に暴落しています。私も加須市などの農家から直接お話を伺いましたが、20町歩を超える大規模農家では1,000万円の減収だ、毎月100万円の人件費など経費すら賄えない、来年も同じ水準なら米作りは続けられない。また、円安による燃料代の高騰、電気料金の値上げで大変だなどと本当に深刻です。小規模農家でも年金と蓄えで何とか食いつないでいる。このままではみんな米作りをやめてしまうとやはり深刻です。米価暴落による農家の実態は想像以上に重大で、一刻を争って支援を必要とする危機的状況です。

まず伺いますが、県はこのような農家の窮状

を把握しているのでしょうか。今回の米価暴落による県内農家の損失状況について緊急の実態調査を行うべきと考えますが、農林部長の答弁を求めます。

県は、米価下落対策として需要拡大のために県産米のアピールを強化、生産コスト削減のための農地集積や技術革新の支援などを行うとしています。今後の対策として必要なことですが、農家からは直面する資金繰りへの支援など速やかな対策を求める声です。

そこで、県として国の対応を待つのではなく、無利子融資制度など県独自の経営支援策を実施すべきです。農林部長、お答えください。

政府は、価格に影響する需給調整はできないとして主食の米の価格を市場原理に委ねてきました。このような政府の無責任な対応がこの間の米価下落をもたらし、日本の米作りを根底から破壊してきた本質です。米価を市場原理に委ねる考え方は改めるべきです。農業再生のためには生産コストをしっかりとカバーする施策こそが必要です。

そこで、知事、農家が安心して米作りが続けられるよう、国に対して米の需給調整に直ちに乗り出すとともに、価格補償、所得補償を抜本的に強化するよう強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

#### A. 上田清司知事

議員お話の需給調整が国による余剰米(まい)の買い上げであるならば、大きな財政負担を生じるのではないかと思います。

さらに、消費者が購入する米の価格も上がってしまうのではないかと思います。

米に限らず商品の価格は、需要と供給のバランスにより決定されるものであると考えております。

私は、埼玉農業の競争力を更に強化するためには、生産者が自らの意思で、経営判断や販売

戦略に基づいて需要に応じた生産を行っていくことが重要だと考えています。

生産コストを下げる努力も継続していく必要があります。

しかし、想定範囲を超える急激な米価の下落が起こった場合、所得の多くを米の販売収入に依存している大規模農家ほど大きな影響を受けてしまいます。

地域農業を担う生産性の高い大規模農家が倒れてしまうような事態は避けなければなりません。

こうした担い手農家が米生産を続けられるような所得の確保は絶対に必要だと考えます。

そこで2014年11月14日、国に対し、米価が下落した場合に収入を補てんする保険的制度、いわゆるナラシ対策の拡充というものが重要ではないかとしっかり要望いたしました。

今後とも担い手が意欲を持って米生産を続けられるような制度の改善を全国知事会や他県とも連携しながら国に対して働き掛けを行ってまいります。

要は、本当に重要な農家が困難な目にあわないうか、そしてあった場合にはどのような形でしっかりと補てんができるかどうかということ、まさに全体の保険制度のような形を作らないとだめではないかと考えます。

#### A. 高山次郎農林部長

まず、県内農家の損失状況について、緊急の実態調査を行うべきについてです。

2014年産米のJAの概算金は全国的に下落しており、現場での状況を把握するため農林振興センターを通じて、680経営体の声を聞きました。

特に、影響が懸念される稲作地帯の加須・春日部農林振興センター管内では、担い手である23の経営体を対象に詳細な聞き取りを行いました。

加須市の法人は、「機械等の支払時期のピーク

は12月と4月になっている。12月だけで支払額が700万円程度ある。機械等の支払いに支障とならないような対策を講じて欲しい」白岡市の営農組合は、「この米価だと、好きで作るわけではないが飼料用米を拡大するしかない」幸手市の法人は、「今回の米価下落の影響は自分の販路を持っているかどうかで分かれる。去年、一昨年と価格が良かったので、今年は何とかなると思うが、これが続くと厳しい。高く売る交渉も必要」などの声が聞かれました。

また、詳しく聞き取りをした23の経営体のほとんどが米価の下落に備えて「ナラシ対策」に加入しておりました。

県が把握している経営所得安定対策の加入状況からも、経営規模が大きくなるほど生産数量目標を守り「米の直接支払交付金」や「ナラシ対策」のメリットを受けているようです。

なお、2014年産米の価格下落による損失状況は、今後の米の販売動向やJAからの精算金の状況、ナラシ対策の交付水準などで変わります。現時点での数字的把握は、難しいものと考えます。

次に、無利子融資制度など県独自の経営支援策を実施すべきについてです。

既に国では、緊急対策として、当面の資金繰りのための融資である「農林漁業セーフティネット資金」の実質無利子化を決定いたしました。

加えて、借入金の返済を猶予するよう金融機関へ要請するなどの対策が行われているところです。

県では、支援を必要としている農家がこれらの対応策を着実に受けられるよう周知するとともに、必要な支援を行ってまいります。

#### Q. 再質問 村岡正嗣議員

これは知事からもお話がありましたけれども、大規模農家ほど大変だという話ですね。その中で、いわゆる損失額がどうかということをお聞きしたんですが、今の段階ではこれは出せないというのが部長の今の答弁なんですけれども、これ、いつ頃までにこれをはっきりさせるつもりなのかですね。やはり大雪のときもそうですけれども、被害の実態を数字的にも明らかにして、それに対して県としては何をやるんだ、国に対しては何をするんだ、こういうことが必要となるとお思いますので、これはもう早急にやるべきだと思うんですが、いつ頃までにきちんとその実態を明らかにするのか、その考えをお持ちなのか、その点をお聞かせいただきたいとお思います。

#### A. 高山次郎農林部長

米の精算金やナラシ対策の交付金額などが明らかとなる来春以降に調査の必要があれば検討してまいります。

#### 県南部地域の特別支援学校の増設と西南部地域特別支援学校の通学区域再編について

#### Q. 村岡正嗣議員

当県議団は、繰り返しこの場で特別支援学校の教室不足や過密を指摘し、解消へ計画的増設を求めてきました。この5年間、県立特別支援学校の在籍者数は1,464人増加、今年度不足教室数は195と生徒数の増加に新設が全く追いついていません。私も再三指摘してきましたが、特に県南部での過密問題は一刻の放置も許されない状況にあります。川口特別支援学校では保育所のような狭い校庭で小中高校生が運動会を行い、高校生はバスでよそのプールへ通わなければなりません。越谷特別支援学校は肢体不自由

児の学校でありながら250人もの在籍児童生徒がおり、全国でも十本の指に入る大規模校と言われています。川口市や草加市からも多数の肢体不自由児がバスで通っています。自宅からバス停までの距離があるため、通学に片道2時間の生徒もいます。

教育長に伺いますが、県南部地域に早急に知的と肢体不自由の特別支援学校増設が必要です。特に川口市内に高等部の増設を求めるものです。答弁を求めます。

県はこの間、旧学校跡地を利用して特別支援学校の増設を行ってきました。入間市にできる知的障害児の高等部、西南部特別支援学校もその一つです。この設置に伴い学区再編が行われますが、所沢特別支援学校と所沢市内のおおぞら特別支援学校高等部の生徒は西南部へと転学を余儀なくされます。中には通学時間が15分程度から一時間以上へと激増する生徒もいます。おおぞら特支は5年前の新設校であり、学区再編が行われたばかりです。この間、保護者説明会が行われていますが、保護者からは転学について、一度入学させておいてまたすぐ転学というのはひど過ぎる、目と鼻の先にある学校に通えないというのは理解できないなど強い反発の声です。

そもそも今回の混乱は、西南部特別支援学校を職業科も含めた高等部単独校として西南部地域の高等部生徒を集約したことにあります。入間市に小中高等部という普通の特支学校を造っていれば、これほどの混乱は避けられたはずで、私は障害児の保護者の日頃の御苦勞を思うと、県の方針を押し付けるべきではないと考えます。

教育長、批判の声に耳を傾け、個々の保護者の声を最大限に尊重すべきではありませんか、お答えください。

#### A. 関根郁夫教育長

まず、県南部地域への特別支援学校の増設についてでございます。

県南部地域については、特別支援学校の過密状況を改善する必要があることから、川口市の周辺地域も含めて、引き続き、高等部の設置などを検討してまいります。

次に、西南部地域特別支援学校の通学区域再編についてでございます。

現在、県では高等部生徒の増加が顕著なことや、就労支援の更なる充実が必要なことから、県と市町村の役割分担なども踏まえて、高等部の整備を進めております。

あわせて、その効果を地域全体に及ぼすため、地元市町村の御理解もいただき、既存校を含む通学区域の再編も行っております。

今回の新校設置にあわせて行う通学区域の再編では、11月に保護者向け説明会を行い、一部の保護者の方から、御心配や不安の声をいただきました。

県といたしましては、今後、個別相談会を実施し、個々の保護者の想いや気持ちに丁寧に対応してまいります。

#### 埼玉県に公立夜間中学の設立を

##### Q. 村岡正嗣議員

1985年に川口市に自主夜間中学が設立されました。現在、年間延べ3千人近くの方が学んでいます。資金もない中、無償のボランティアに支えられ、来年は30周年を迎えるそうです。関係者の皆さんの献身的な御努力には本当に頭の下がる思いです。生徒の一人、16歳の男子は文集の中で、「行く前にはいろいろな不安がありました。ちゃんと授業ができるのかなどの不安がありましたが、丁寧に教えてくれるので勉強するのが楽しく感じるようになりました」と語っ

ています。定時制高校を受験するそうです。

夜間中学は、戦後の混乱期に学校どころではない子供たちのために始まりました。今日では貧困や不登校、引きこもり、外国人など様々な事情を抱え、国籍も年齢もばらばらな人たちの学びのよりどころとなっています。

しかし、全国8都府県に31校の公立夜間中学がありながら、我が埼玉には1校もありません。多くの方は東京の夜間中学まで通っているのです。昨年、川口市内の81歳の女性が東京都荒川区立第九中学校夜間学級を卒業しました。その方は戦時中、家庭の事情で国民学校高等科に行けないまま結婚し、3人の子供に恵まれましたが、その子らに勉強を教えることはできなかつた。町内会の会合に出ても発言は控えがち、勉強していない自分に気おくれしていたそうです。悔いを残したくないと埼玉に公立の夜間中学がないため、自宅から学校まで片道2時間かけて都内まで通学したそうです。

この4月、超党派の国会議員による夜間中学等義務教育拡充議員連盟が発足し、政府にも公立夜間中学支援の動きが始まりました。埼玉ではどうでしょうか。さきの決算特別委員会で、私の少なくとも義務教育未就学者の実態把握を実施すべきとの質問に、答弁は、国の動きも注視して、市町村と協力して研究していきたいと消極的でした。

そこで、知事に伺います。義務教育未就学者の教育を受ける権利を保障するために、せめて本県にも一校、公立の夜間中学を設立していただきたい、その検討に大きく踏み出していきたい。答弁を求めます。

#### A. 上田清司知事

夜間中学の多くは、不幸にして戦中・戦後の混乱期の中で、様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方々の学ぶ場として、設置されたものと理解しております。

現在、日本の義務教育制度では、日本国籍のある15歳までの児童生徒について、保護者に教育を受けさせる義務があり、実態としても、ほとんど全ての子供たちが義務教育を修了しております。

また、外国籍の方でも15歳までであれば、日本の小・中学校で受け入れており、必要に応じて、日本語の指導を行ったり、就学に係る費用の支援を行ったりしております。

教育委員会によると、川口市にある自主夜間中学や都内の夜間中学に通学している方が、県内には30人程度おり、その多くが15歳を超える外国籍の方であると報告を聞いております。

冒頭で述べましたように、夜間中学とは不幸にして義務教育を受けることができなかつた方々の学ぶ場であり、中学校の教育課程を修了する場であります。

しかしながら、実態として今の夜間中学は、外国籍の方が日本語や日本文化を学ぶ場になっていると言っても過言ではない状況であります。

こうした状況の下、義務教育未就学者の教育支援をどのようにして行うかそうしたことをしっかりと考える必要があります。

仮に夜間中学を設置する場合でも、どこの市町村に設置するか、対象者は誰か、費用負担や教員配置をどうするかなど、検討すべき課題が数多くあります。

現在、国において夜間中学校設置の動きがあり、「47都道府県に最低1校設置したい」という国会の答弁もあったことも聞いております。

本県において、国の動きの進展に対応できるように、教育委員会できちんと課題を整理しておく、このことが大切ではないかと考えております。

#### Q. 再質問 村岡正嗣議員

先ほど公立の夜間中学の質問で、国会の答弁のほうで都道府県に一つという話もある

り、その前段に様々な課題があるというふうなお話がありました。ただ、そういう国会の動きの中で、教育委員会のほうにいろいろ整理をしておくようにということを示すというふうな趣旨に受け止めたんですけども、このことは国会のほうでどうなるか、今後ですけども、一つ都道府県に必要なという方向性が明らかになったときには、速やかにそれに対して対応できる、それいつできるかは別としてもですね、対応できるその体制を整えておきますよということとして受け止めていいのかですね、その点を確認の意味でお答えをいただきたいと思えます。

#### A. 上田清司知事

国において47都道府県に最低1校設置したいという国会の答弁がございました。

ただこれが煮詰まった形だというふうには分かっておりません。

多分に、文科省、あるいはまた何らかの形で文教委員会などで中身についてももう少し煮詰めていかれるのではないかと考えられます。

ただいずれにしても、それぞれの県にそれぞれの事情もありますので、教育委員会的には、どういう課題があるかということだけはきちっと整理しておかないと、いざ煮詰まったときに何の対応もできないということになってしまいますので、出遅れがないように整理をしておこうということだけはしっかり指示をしております。

そうした点についてご理解を賜りたいと思えます。

### 県内全駅のバリアフリー化の早期実現を

#### Q. 村岡正嗣議員

一日当たりの利用者が3,000人を超える駅は、バリアフリー法の対象駅となります。現在、段

差解消の未整備は11駅あり、解消率は93.8%、エレベーターやエスカレーターの未整備駅もあります。県内の公共交通施設における利用者の安全確保に責任を負う県として、一日も早く全駅のバリアフリー化を実現していただきたい、企画財政部長よりお答えください。

続いて、JR南浦和駅についてです。

当駅は、大宮、浦和、川口に次いで一日の乗降客数はJR線内4番目に多い駅で、59,000人を超えます。利用者や住民は一日も早いバリアフリー化の実現を求めています。とりわけエレベーター設置は切実で、現在JRとさいたま市において整備が進められています。改札の外のエレベーター設置では、今後、西口、東口ともに整備の予定ですが、東口のエレベーター設置予定箇所には現在交番があり、工事の障害となります。

そこで伺います。エレベーター設置においては、県として交番の移設を速やかに行うなど円滑な工事に協力していただきたいが、警察本部長の答弁を求めます。

#### A. 中野晃企画財政部長

県では、広く県民が安心して駅を利用できるよう、駅へのエレベーターやスロープの設置によるバリアフリー化に対して支援をしております。

国においては、1日平均利用者数が3千人以上の駅について、2020年度までにバリアフリー化を達成することを目指しています。

こうした中で、2014年度には埼玉新都市交通の羽貫駅と東武野田線の岩槻駅にエレベーターが整備され、今年度末には県内対象駅の95%でバリアフリー化が達成される見込みです。

今後も、引き続き事業主体となる鉄道事業者や市町村に働きかけ、一日も早い全駅のバリアフリー化の実現に向けて取り組んでまいります。

A. 杵淵智行警察本部長

南浦和駅改札外東口のエレベーター設置につきましては、議員御指摘のとおり、事業主体であるさいたま市におきまして、現在の南浦和駅東口交番の位置にエレベーターを設置することが決定されており、本年6月、県警察に対し、同交番の移転について、協力を要請されているところであります。

県警察といたしましては、同駅の東口エレベーター設置に協力する趣旨から、同交番の移転を適切に進めてまいります。